

社会運動を許容する政治文化の可能性 —グローバル代数分析を用いた国際比較による検討—

山本英弘
(地域教育文化学部准教授)

山形大学紀要（社会科学）第47巻第2号別刷

平成29年（2017）2月

論 説

社会運動を許容する政治文化の可能性 —ブール代数分析を用いた国際比較による検討—

山本 英弘

(地域教育文化学部准教授)

1. 問題の所在

近年、制度政治に対するオルタナティブとしての社会運動¹が、世界中で多くの注目を集めている。2011年には中東・北アフリカ地域において「アラブの春」と総称される民主化運動が起きたほか、世界各地でデモが政権を揺るがす事態がみられている。西欧諸国においても、2000年代になって反グローバリズムを掲げる抗議運動が拡大し、2011年には格差拡大に対してニューヨークのウォール街を占拠する抗議活動（Occupy Wall Street）が注目を集めた。このほか、緊縮財政、環境、移民、平和など様々なテーマで大規模デモが発生している。日本においても、2011年の福島第一原子力発電所事故を受けての脱原発運動、あるいは2015年の安全保障法制に対する反対運動などのように、かつてよりも抗議運動が大きな盛り上がりを見せている。

このような運動が活発化した背景にはそれぞれに異なる要因が考えられるものの、先進国においては政治参加の大きなトレンドと捉えることもできる。Meyer and Tarrow (1998) は、先進諸国において抗議活動が日常的で継続的な活動となる社会をSocial Movement Society（社会運動社会）と呼んだ。そこでは、多様な人々によって抗議活動が行われ、幅広い問題が取り上げられるようになる（Meyer and Tarrow 1998）。先に挙げた社会運動の広がりやSocial Movement Societyの到来だと主張する議論もみられるように（伊藤 2012）、近年、社会運動が広く受容される政治文化が生成しつつあるのかもしれない。

もっとも、社会運動が盛り上がりを見せているといっても、こうした運動に参加する人々が多いわけではない。また、運動自体が世論の支持を得ているとは限らない。社会運動は間接民

¹ 社会運動には、新たな価値に基づくサービス提供するものや、セルフ・ヘルプ・グループなどのような自助組織や自己変革を目指すものも含まれる。しかし、本稿の議論では、政治に主張や要求を反映させようとする異議申し立てを伴う抗議活動（protest）を念頭においている。

主義では反映しきれない人々の価値や利益を表出しているものの、それが社会の多くの人々の声を代表しているとは限らない。一部の勝手な主張だと受け取る人々もいるだろう。また、示威的な抗議活動の中には攪乱的（disruptive）であり、社会秩序を乱す不安を抱かせるものもある。さらに、政治的エリートに直接働きかけるわけではないので、主張や要求を実現させるうえでの有効性についても評価が分かれるだろう。社会運動や抗議活動については、参加すべき（参加してもよい）なのか、参加すべきではないのかという規範があると考えられてきた²（Jasso and Opp 1997; Opp 2001）。上記の社会運動の諸側面に対する態度は、運動自体の是非に関する規範意識にも影響を及ぼすと考えられる。

一方、社会運動自体にとっても、アピールの受け手である人々が運動をどのように評価しているのかは重要な側面である。なぜなら、社会運動は世論を喚起し、社会的な支持を得ることで、政治的エリートに間接的に働きかけ、主張や要求の実現を目指すものだからである（Opp 1989; Klandermans 1997など）。

従来の社会運動研究においても、受け手の反応に注目する議論がみられる。例えば、フレーム分析では、運動の側がどのように社会問題に対する解釈枠組みを提示し、参加者を動員したり、人々の支持を獲得するのに注目してきた（Snow et al 1986; Snow and Benford 1988）。また、言説の機会構造論（discursive opportunity structure）では、運動が拡大するためには、その主張が社会全体に主流の価値や思考に適合することが重要であることを論じてきた（Feree 2003; Koopmans and Statham 1999; McCommon et al 2007など）。しかしながら、いずれのアプローチにおいても、主として運動の側に焦点が置かれており、参加者ではない人々によって運動がどのように評価されているのかや、どの程度の支持が得られているのかという点は看過されている。

そこで本稿では、質問紙調査のデータを用いて、必ずしも参加者ではない人々によって社会運動がどのように評価されているのか、そして、運動がどの程度許容されているのかを検討する。具体的には、人々が社会運動の代表性、有効性、秩序不安という側面に対してどのような態度を抱いているのか、そしてこうした態度が運動の許容度にどのように影響しているのかを明らかにする。それにより、社会運動が社会全体にどのように受容されているのかを検討し、運動を支える政治文化の可能性を考察する³。

² このような、政治参加や市民参加に対する規範意識は、政治文化やシティズンシップの規範を構成する要素として注目されてきた（Dalton 2008; Bolzendahl and Coffie 2013）。

³ 同様の問題関心から、山本（2016a）では洞爺湖サミット時の反グローバルズム運動、山本（2016b）では脱原発運動に対する市民の態度を分析している。また、山本（2016c）では社会運動に対する態度と、政治的有効性感覚、政治的アクターへの信頼、寛容性、権威主義などとの関連を分析し、政治・社会意識上の位置づけを検討している。

データは、日本、韓国、ドイツの3ヶ国で実施した調査に基づく。これにより、各国の社会運動に対する態度と参加許容度を比較分析する。日本は、他国と比較すると、社会運動への参加者が少なく、その規模も小さいことが示されている（山田 2016）。政治参加研究においても、日本では投票以外の政治参加が行われない傾向が示されており、その背景に政治にはできれば関わりたくないという参加逃避意識の存在が指摘されている（西澤2004; 平野 2012）。もっとも、2011年以降の脱原発運動、2015年の安全保障法制への抗議運動においては、若くて経験の浅い人々の参加が注目された⁴（五野井 2012; 伊藤 2012; 平林 2013）。これらのことから、近年の日本社会においては、社会運動を受容する政治文化へと変容する兆しが見られる。こうした政治参加の動向の背後にある社会全体の意識構造を国際比較分析によって捉えていきたい。

本稿では下記の構成で議論を展開する。2節にて社会運動に対する許容度に影響を及ぼすと考えられる運動の諸側面を検討する。続いて3節にて分析の方法とデータについて述べる。4節では各国の社会運動への参加許容度および、運動に対する態度を確認し、さらに両者の関連を分析する。ブール代数分析を用いることで、運動に対するそれぞれの態度の組み合わせによる複雑な効果を明らかにする。最後に5節にて得られた知見と今後の課題を整理する。

2. 社会運動に対する許容度の規定因

まずは、社会運動に対する規範や許容度を上げた先行研究を検討しよう。Jasso and Opp (1997) およびOpp (2001) は、運動に参加すべき／すべきでないという抗議規範 (protest norm) が存在することと、抗議規範が条件によってすべき (prescriptive) か、すべきでない (proscriptive) かが分かれる両極性をもつことを主張した。そして、運動のイシュー、合法性、個人の影響力、個人のリスク、参加人数などの条件を設けたピニエット調査によって、人々の抗議規範意識の両極性を実証的に示している。

Crozat (1998) は、請願、デモ、ボイコット、ストライキ、座り込みに対して市民が許容できるかについて、5カ国の時系列比較分析を行っている。それによって、それぞれの抗議形態に対する許容度はラディカルであるほど低下することや、時点間での抗議形態に対する態度にはあまり変化がみられないことなどを明らかにしている。

これらの研究は抗議形態の性質などの条件を加味しつつ、運動に対する規範や許容度を捉え

⁴ もっとも、2014年に実施されたISSP調査（国際比較調査プログラム）の結果からは、署名、デモなどを含む政治的・社会的活動参加はむしろ以前よりも減少傾向にあることが示されている（小林 2015）。そのため、近年、日本における政治参加が活性化したのかどうかについては留保が必要である。

ることを試みている。しかし、本稿の趣旨からはいくつかの点で、再検討すべき点がある。Oppによる一連の研究は、様々な条件を示すことで運動の諸側面が抗議規範に影響しているのかを検討している。ただし、ラディカルな集合行為に焦点を合わせているため⁵、合法性やリスクなど設定条件もそれに応じている。そのため、穏健で制度的な形態を含めた運動の許容度が捉えられない。また、運動に対する忌避態度がみられる日本を対象とするにあたり、「参加すべき」という規範意識よりも、「参加してもよい」という許容態度を問う方が妥当だと考えられる。

一方、Croizat (1998) は穏健な形態も含めて許容度について調査しているので、本稿の観点により近い。しかし、人々が運動のどのような側面を評価して許容態度を決めているのかは検討の対象外である。

そこで本稿では、社会運動全般にあてはまる側面を取り上げ、それらに対する人々の評価から、運動に対する許容態度の形成を検討していきたい⁶。社会運動研究等の蓄積をふまえて、以下の3つの態度に注目する。

第1に、世論の代表性である。社会運動が選挙などの制度的政治参加手段では十分に反映されない人々の利益や価値を代表しているのであれば、多くの人々にとって参加が許容される行為だと考えられる。しかし、一部の限られた人々の利益を主張していると考えられたり、運動の主張に共感できない場合は、参加が許容されないだろう。

第2に、有効性である。デモのような示威的行動は、それにより世論を喚起したり、政策の実現などの成果を目的として行われるものと想定できる (Opp 1989; Klandermans 1997など)。したがって、具体的な成果が得られるのであれば、運動への参加に意義を見いだすと考えられる。

第3に、秩序不安である。デモなどの街頭で行われる示威行動は社会秩序を乱す側面がある。抗議活動の中には暴力を伴うものもみられ、各国で警察の取り締まり (policing) がなされている (della Porta 1997; della Porta et al 2006)。これに対して、自由を阻害するとして問題視する人々もいる一方で、秩序不安をもたらす抗議行動に対して嫌悪感を抱いたり、社会的に許容されない逸脱行為だと認識する人々も少なからず存在する。

以上に挙げたそれぞれの要因が運動に対する許容度に影響を及ぼすと考えられる。しかし、各要因の単独の効果ばかりに注目しては、運動を許容する複雑な条件を見誤るおそれがある。例えば、運動が有効な手段だと考えていても、それが多くの市民の声を代表しておらず一部の人の勝手な主張と受け止められていたり、運動に伴う秩序の混乱を不安に思うならば、運動を許容しないかもしれない。反対に、世論を代表していたとしても実効性がなければ、そ

⁵ これはOppが旧東ドイツの民主化運動に関心を向け、ライブチヒで調査を行ったことによる。

⁶ このほか、性別、年齢、教育(学歴)、職業、収入など回答者のデモグラフィックな属性や社会経済的地位、あるいはネットワーク、メディア接触など、既存の研究で政治参加や政治意識に影響を及ぼすとされてきた諸変数についても考慮する必要がある。しかし、ここでは運動に対する態度と許容度がどのように関連しているのかに焦点を合わせているため、これらの変数も含めた体系的な分析は今後の課題としたい。

のような活動を許容しないことも考えられる。したがって、各要因の組み合わせの効果についても考慮する必要がある。後述するように、本稿ではブール代数分析を用いることで、複雑な因果関係を簡潔な形式で捉えることを試みる。

3. データと方法

3. 1. データ

日本の特徴をより明確に捉えるため、韓国、ドイツとの国際比較分析を行う。日本と韓国は同じ東アジア文化圏に属し、産業構造や社会構造の類似点が多い。もっとも、市民社会の性格については対照的であり、韓国においてはアドボカシーが盛んであるのに対して（磯崎 2001; Kim 2000; Oh 2012）、日本では弱いことが指摘されている（Pekkanen 2006=2008）。また、韓国は1987年に民主国家となった際に民主化運動が大きな役割を果たした。

ドイツについては欧米民主主義国の一例として、東アジア諸国との対比を明確に示すために比較対象とする。ドイツは環境運動や反原発運動などが盛んであり（Rucht 1998; Rucht and Roose 2003）、Social Movement Societyの典型例として取り上げられている（青木 2013）。旧東ドイツの民主化運動を経て1990年に再統一しており、韓国と同じく、比較的近年に社会運動が社会全体に大きなインパクトを与えた経験をもつ。

ここでは、3か国の一般市民を対象とした質問紙調査のデータを用いる。調査は、2012年10月に日本、2014年1月に韓国とドイツにおいて、インターネット調査の登録モニタに対して行った。回答者の性別と年代については、各国の有権者の構成比と同じになるように割り当てている。とはいえ、無作為抽出ではないインターネット調査は、登録モニタという母集団が不明確であることや、調査に好意的な人々がモニタとなっているためサンプルにバイアスがある恐れがある（大隅 2002; 本多 2006など）。したがって、インターネット調査によって人々の態度を捉えるというのは、好ましい方法とはいえない。

しかしながら、インターネット調査は低コストかつ迅速であるため、新しい研究課題や質問項目が、大きなコストをかけて本調査するのにふさわしいかどうかを検討するうえで有効だと考えられる（轟・歸山 2014）。本稿は、社会運動に対する態度と参加許容度という従来の調査で取り上げられてこなかった質問項目についての試論であるため、問題点に留意しつつも、インターネット調査によるデータの分析を行う。

分析に際しては、日本のサンプル数2,063を無作為抽出によって四分の一の517にし、3か国のサンプル数が同等となるように調整してから合併したデータを作成した。データのサンプル数は1,555（日本517,韓国518,ドイツ520）である。

4. 社会運動に対する態度

4. 1. 社会運動に対する許容度

まずは、3か国で社会運動の各形態に対する許容度がどのように異なるのかをみていこう。ここでは、署名、請願・陳情、デモ、座り込みの4つを取り上げて検討する。署名や請願・陳情といった穏健で制度的な形態と、デモや座り込みなどといった示威的な形態をそれぞれ取り上げ、許容度の条件の相違を検討していく。

表1 社会運動に対する許容度 (%)

		行ってもよい	まあ行ってもよい	あまり行ってもよい	行すべきではない	わからない	肯定的な割合※	N	χ^2 値
署名	日本	32.9	50.9	7.2	3.5	5.6	83.8	517	121.85 **
	韓国	44.8	38.6	9.1	3.5	4.1	83.4	518	
	ドイツ	61.9	23.1	3.3	3.9	7.9	85.0	520	
請願・陳情	日本	22.4	43.1	16.1	10.4	7.9	65.6	517	139.07 **
	韓国	26.5	43.1	16.4	7.3	6.8	69.5	518	
	ドイツ	51.4	26.5	6.2	6.0	10.0	77.9	520	
デモ	日本	16.1	29.2	26.1	19.5	9.1	45.3	517	267.4 **
	韓国	11.4	22.4	35.5	23.8	7.0	33.8	518	
	ドイツ	44.0	30.2	8.3	8.5	9.0	74.2	520	
座り込み	日本	7.2	14.3	31.0	40.6	7.0	21.5	517	272.72 **
	韓国	6.2	16.0	38.2	32.8	6.8	22.2	518	
	ドイツ	25.2	22.1	22.3	20.4	10.0	47.3	520	

*: p<.05 **: p<.01

※肯定的な割合は、「行ってもよい」と「まあ行ってもよい」の和である。

表1は、各形態について、一般的にいう参加が許されるかを尋ねた結果を示している。署名については、3ヶ国とも許容されるという回答が多く、「行ってもよい」と「まあ行ってもよい」を合わせた肯定的回答はいずれも85%程度である。請願・陳情についてはやや割合が下がるものの、ドイツにおいて77.9%が肯定的で最も高く、日本と韓国でも65~70%と高い割合である。これに対してデモについては、ドイツでは74.2%が肯定的であるのに対して、日本では45.3%、韓国では33.8%であり、明確な差がみられる。座り込みについては、各国とも許容の割合は減るものの、ドイツでは47.3%が肯定的で最も高く、日本と韓国では20%程度である。全体的に、ドイツでの許容度が他の2国よりも高いことがみてとれる。

4. 2. 社会運動に対する態度

続いて、社会運動に対する態度（代表性、有効性、秩序不安）についてみていこう（表2）。運動の代表性について、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な回答は、ドイツでは83.1%と高い割合を示している。これに対して、韓国では63.3%であり、日本では36.4%と大きく低下している。有効性については、ドイツで79.2%が肯定的でやはり多く、韓国で65.1%、日本で51.8%と順に低下している。最後に、秩序不安については、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた否定的な割合がドイツの64.1%に対して、韓国で47.9%、

表2 社会運動に対する態度 (%)

		そう思う	まあ そう思う	あまそう 思わない	そう 思わない	わから ない	肯定的な 割合※	N	χ^2 値
代表性	日本	3.9	32.5	32.1	16.8	14.7	36.4	517	335.3 **
	韓国	21.6	41.7	22.0	8.9	5.8	63.3	518	
	ドイツ	41.4	41.7	8.7	1.4	6.9	83.1	520	
有効性	日本	7.7	44.1	23.0	10.6	14.5	51.8	517	183.1 **
	韓国	18.9	46.1	22.0	7.5	5.4	65.1	518	
	ドイツ	35.6	43.7	11.4	1.2	8.3	79.2	520	
秩序不安	日本	10.8	38.1	30.8	7.5	12.8	38.3	517	132.48 **
	韓国	13.7	33.2	31.5	16.4	5.2	47.9	518	
	ドイツ	8.7	16.9	35.8	28.3	10.4	64.0	520	

* : p<.05 **; p<.01

※肯定的な割合は、「そう思う」と「まあそう思う」の和である。

ただし、秩序不安については、「そう思わない」と「あまりそう思わない」の和を示している。

日本で38.3%である。

このように、全体的にドイツにおいて社会運動が高く評価されており、韓国、日本という順に評価が低くなる関係が明確に見てとれる。表1とあわせると、日本においては運動に対する評価が低いために、許容度も低いと考えることができる。

4. 3. ブール代数分析による社会運動に対する態度と参加許容度との関連

それでは、署名、請願・陳情、デモ、座り込みという4つの形態を取り上げて、それぞれに対する許容度が、社会運動に対する態度のどのような側面によって規定されるのかを検討していこう。

ここでは、ブール代数分析を行うことを前提に、まずは変数を2値に再コードする。先に示したように社会運動の許容度についての質問には5つの選択肢を設けている。このうち肯定的な回答（「1. 行ってもよい」「2. まあ行ってもよい」）とそれ以外（「3. あまり行うべきではない」「4. 行うべきではない」「5. わからない」）の2値に分類する。「わからない」という回答は通常は欠損値として処理されることが多い。しかし、社会運動に対する許容度については、回答を保留すること自体が消極的な態度の表明だと考えられる。そこで、ここでの分析においては、社会運動に対して積極的に肯定的な態度を示していないという意味で、「許容しない」に分類する。

社会運動に対する態度についての質問も同様に、5つの選択肢を設けている。このうち、代表性と有効性については、肯定（「1. そう思う」「2. まあそう思う」）と否定（「3. あまりそう思わない」「4. そう思わない」「5. わからない」）に再コードした変数を用いる。秩序不安については肯定（「1. そう思う」「2. まあそう思う」「5. わからない」）と否定（「3. あまりそう思わない」「4. そう思わない」）の2値に分類し、秩序不安に否定的な態度（運動に肯定的な態度）に注目して分析する。そのため、以下では「秩序不安（逆転）」と表記する。社会運動に対する許容度と同じく、「わからない」は欠損値処理せず、積極的に肯定的な態度を示していないと

いう意味で、運動に否定的な態度のカテゴリに含める。

以上の操作を行ったうえで、運動に対するそれぞれの態度と許容度との関係を確認しておく。表3は、各国において、代表性、有効性、秩序不安（逆転）それぞれの程度ごとに運動を許容する割合を示している。さらに両者の連関の強さを表すCramerのV係数を掲載している。いずれの国においても、全般に運動のそれぞれの側面に対する態度が許容度と関連していることがみてとれる。代表性の程度による許容度の差は全体的に明確である。ただし、日本のデモと座り込みについては有意な関連がみられない。運動の有効性については、各国、各形態に共通して、評価が高いほど許容度が高い。一方、秩序不安（逆転）の程度についてはあまり大きな差はみられず、日本や韓国においては有意な差がみられないものもある。

表3 社会運動に対する態度と許容度

		日本				韓国				ドイツ					
		許容度 (%)	N	χ^2 値	Cramer's V	許容度 (%)	N	χ^2 値	Cramer's V	許容度 (%)	N	χ^2 値	Cramer's V		
署名	代表性	高い	93.6	188	21.13**	0.202	93.0	328	59.4**	0.339	90.3	432	55.77**	0.328	
		低い	78.1	329			66.8	190			59.1	88			
	有効性	高い	94.8	268	49.69**	0.310	92.3	337	55.02**	0.326	91.3	412	61.01**	0.343	
		低い	71.9	249			66.9	181			61.1	108			
	秩序不安 (逆転)	高い	84.3	198	0.08	0.013	86.3	248	2.88	0.075	91.0	333	26.07**	0.224	
		低い	83.4	319			80.7	270			74.3	187			
	全体		83.8	517			83.4	518			85.0	520			
	請願・陳情	代表性	高い	75.5	188	12.99**	0.159	82.3	328	69.32**	0.366	83.1	432	40.34**	0.279
			低い	59.9	329			47.4	190			52.3	88		
		有効性	高い	78.4	268	40.31**	0.279	81.9	337	69.97**	0.368	85.0	412	57.52**	0.333
			低い	51.8	249			46.4	181			50.9	108		
		秩序不安 (逆転)	高い	69.7	198	2.42	0.068	75.8	248	8.93**	0.131	85.9	333	34.42**	0.257
低い			63.0	319			63.7	270			63.6	187			
全体		65.6	517			69.5	518			77.9	520				
デモ	代表性	高い	49.5	188	2.11	0.064	42.1	328	27.47**	0.230	80.1	432	45.85**	0.297	
		低い	42.9	329			19.5	190			45.5	88			
	有効性	高い	60.1	268	49.29**	0.309	45.7	337	61.19**	0.344	82.8	412	75.57**	0.381	
		低い	29.3	249			11.6	181			41.7	108			
	秩序不安 (逆転)	高い	53.0	198	7.82**	0.123	38.7	248	5.16*	0.100	80.8	333	20.77**	0.200	
		低い	40.4	319			29.3	270			62.6	187			
全体			517				518				520				
座り込み	代表性	高い	22.9	188	0.344	0.026	30.5	328	35.56**	0.262	51.4	432	17.06**	0.181	
		低い	20.7	329			7.9	190			27.3	88			
	有効性	高い	30.2	268	25.29**	0.221	31.5	337	47.8**	0.304	53.2	412	27.21**	0.229	
		低い	12.1	249			5.0	181			25.0	108			
	秩序不安 (逆転)	高い	28.3	198	8.83**	0.131	27.8	248	8.71**	0.130	52.3	333	9.08**	0.132	
		低い	17.2	319			17.0	270			38.5	187			
全体		21.5	517			22.2	518			47.3	520				

*: p<.05 **p<.01

続いて、代表性、有効性、秩序不安（逆転）というそれぞれの運動に対する態度の組み合わせの効果（交互作用効果）を検討していく。このような分析にとって有効な方法に、ブール代数分析がある（Ragin 1987=1993; 鹿又ほか編 2001）。ブール代数分析とは、質的なデータ（2値データ）の比較分析を体系的・論理的に行う手法である。複雑な原因条件の組み合わせがある場合でも、代数演算を援用することで論理的に解を縮約することができる⁷。

本稿での分析に即して言えば、運動の代表性、有効性、秩序不安（逆転）という3つの2値変数の組み合わせとして、 $2^3 = 8$ 通りの条件が考えられる。これらの条件それぞれについて、運動の許容度が高いか低いかを表した真理表を作成する。そのうえで、許容度の高い条件を抽出し、縮約することで簡潔な解が得られる。

分析の例を示そう。表4は、日本における請願・陳情に対する許容度についての真理表である。代表性、有効性、秩序不安（逆転）の組み合わせからなる8つの条件それぞれについて運動を許容するという回答の割合が示されている。ブール代数分析では、各変数をアルファベット1文字で表現することが多い。この場合、代表性はR（Representative）、有効性はE（Effective）、秩序不安（逆転）はI（insecurity）、運動許容度はA（Acceptance）とする。また、各変数が条件を満たしている場合（1）は大文字で、満たしていない場合（0）は小文字で表現する。

ブール代数分析において最も問題となるのが、従属変数の2値化である。ここでの分析に即して言えば、許容度が高いか低いかをどのように判断するのかである。許容度が100%や0%であれば、該当する条件のすべてのサンプルが許容または非許容なので、判断が容易である。しかし、今回のように、データの規模がある程度大きい場合にはすべてのサンプルが一致するとは限らない。

そこで、何らかの基準で許容度の高低を分類しなければならない。これについては様々な方法が提唱されているが、ここでは統計的検定（t検定）を援用した方法を用いる。すなわち、データ全体の割合を基準とし、各条件の割合がデータ全体と比べて有意に高ければ許容度が高いと判断するのである（長谷川 2001）。

⁷ もちろん、要因間の組み合わせ効果（交互作用効果）を通常の統計モデルを用いて分析することも可能である。しかし、多くのモデルでは、交互作用効果が存在する場合、その次数以下の交互作用も必ず含まれるという階層性の規則があるために、かえってデータの構造が見えにくくなる恐れがある（長谷川 2001）。

表4 日本の請願・陳情許容度の真理表

	独立変数			許容度 (%)	N	許容 (A)
	代表性 (R)	有効性 (E)	秩序不安性 (逆転) (I)			
1	0	0	0	52.6	154	0
2	1	0	0	57.9	19	0
3	0	1	0	70.4	54	0
4	0	0	1	46.5	71	0
5	1	1	0	77.2	92	1
6	1	0	1	80.0	5	0
7	0	1	1	90.0	50	1
8	1	1	1	77.8	72	1
全体				65.6	517	

表4の場合、全体の割合65.6%と比べて、3,5,6,7,8行目が高い割合を示している。これについてt検定（片側検定）を行うと、5,7,8行目に有意差がみられる。したがって、これらをデモが許容される条件だと考える。これを論理式で表し、縮約すると下記の式（1）のようになる。なお、前述のように、大文字は各要因が高いことを、小文字は低いことを表している。

$$\begin{aligned}
 A &= REi+rEI+REI && \text{式(1)} \\
 &= E(R+I)
 \end{aligned}$$

この場合、条件を縮約するとE (R+I) となる。つまり、日本における請願・陳情は、運動の有効性 (E) が必要条件であり、これが満たされたうえで、代表性 (R) か秩序不安のなさ (I) のどちらかが満たされていれば許容されるのである。

同様の分析を、3カ国の4つの形態について行った。表5は、国ごとの全体の割合を基準として、許容度の高低を分類した場合の結果である（真理表は付録参照）。ブール代数分析によって縮約された解とともに、許容度が高いと分類する基準となった割合を示している。

日本からみていこう。署名については、運動が有効であるか、または有効でなくても代表性があつて秩序不安がないとき、許容される (E+ReI)。請願・陳情の場合は、有効性が必要条件であり、これが満たされたうえで代表性か秩序不安のなさのいずれかが満たされているときに (E (R+I))、許容される。デモと座り込みについては、やはり有効性が必要条件であり、そのうえで代表性がないかまたは秩序不安がないときに (E (r+I))、許容される。

以上の結果から、署名の一部を除き、いずれの形態においても有効性に対する評価が必要条件となっている。このほか興味深い点として、運動の代表性について、請願・陳情の場合は有

効性ととも代表性が高い場合に許容されるのに対して、デモや座り込みの場合は代表性が低い場合に許容される。すなわち、制度的な手段を用いて働きかけるうえでは社会全体を代表している必要があるのに対して、むしろ一般社会へアピールする示威的形態は代表性をもたない少数者の主張であるがゆえに許容されていると解釈できる。

表5 社会運動に対する許容度のブール代数分析結果：各国の全体割合が基準

	日本		韓国		ドイツ	
	解	基準	解	基準	解	基準
署名	E+ReI	93.1%	RE	91.7%	EI	93.7%
請願・陳情	E(R+I)	77.2%	RE	79.3%	EI	89.6%
デモ	E(r+I)	47.8%	RE	45.5%	REI	75.9%
座り込み	E(r+I)	33.3%	RE	29.8%	EI	54.4%

韓国については、すべての形態で代表性がありかつ有効性がある（RE）という条件が導出された。また、ドイツについては、有効性があり、かつ秩序不安がない（EI）という条件でほぼ一貫している（デモだけは代表性も必要条件となる（REI））。有効性が重要である点は両国とも一致しているが、韓国においては代表性、ドイツにおいては秩序不安のなさが重視されているという点で相違がみられる。

ところで、社会運動の許容度には国ごとの差があるため、許容度の高低を分類するのに適用される基準も異なっている。例えば、日本や韓国ではデモに対する許容度が高いとされる基準は45%程度なのに対し、ドイツでは75%である。したがって、ドイツでは許容度がある程度高くても、相対的に低い条件に分類されている。そこで、国家間比較を行うために、3ヶ国を合わせたデータ全体における許容度を統一した基準とし、t検定によって5%水準で統計的に有意に割合が大きい条件を許容度が高いと分類して、再度分析を行った。

表6は、その結果を示している。日本においては、代表性、有効性、秩序不安のなさのいずれか2つが満たされれば、署名が許容される（RE+RI+EI）。請願・陳情については3ヶ国全体の基準よりも統計的に有意に高い割合を示す条件は存在しなかった。デモにおいては代表性がなく、かつ有効であること（rE）が許容される条件となる。また、座り込みにおいては代表性がなく有効性があり、かつ秩序不安がないこと（rEI）が条件となる。表5でも確認したように、示威的な形態において代表性をもたないことが許容の条件となっている。

表6 社会運動に対する許容度のプール代数分析結果：データ全体の割合が基準

	日本	韓国	ドイツ	基準
署名	RE+RI+EI	RE	EI	84.1%
請願・陳情	-	RE	EI	71.0%
デモ	rE	-	E(R+I)	51.1%
座り込み	rEI	REI	E(R+I)	30.4%

韓国においては、署名と請願・陳情において代表性が高く、かつ有効性が高い（RE）という条件が得られた。デモは全体の基準よりも有意に高い割合はみられなかった。座り込みについては、代表性、有効性、秩序不安のなさがすべて満たされる場合（REI）に許容される。デモと座り込みにおいて自国だけの場合と比べて厳しい条件となっている。しかし、代表性と有効性が重要であるという点に変わりはない。

ドイツにおいては、署名、請願・陳情において有効性が高く、かつ秩序不安がない（EI）という条件が得られた。デモと座り込みについては、有効性が必要条件であり、これが満たされたうえで代表性があるか、または秩序不安がないという条件（E（R+I））が得られた。ドイツだけで分析した場合と比べて、代表性があつて有効性があるという条件（RE）が付加された。

5. 知見のまとめと議論

本稿では、必ずしも参加者ではない一般市民が社会運動に対してどのような態度を示しているのか、また、それが署名、請願・陳情、デモ、座り込みといった運動の形態に対する許容度（参加してもよい／すべきでない・したくない）とどのように関連しているのかを、日本、韓国、ドイツの比較分析によって検討した。

まずは主な分析結果を確認しておこう。運動に対する許容度については、ドイツにおいては肯定的な意識をもつ人が多いのに対して、日本と韓国ではあまり多くはない。とりわけ、デモや座り込みといった示威的な形態で差がみられる。運動に対する態度についても、ドイツ、韓国、日本の順に、運動による世論の代表性とアピール手段としての有効性に肯定的であり、秩序不安に否定的な人が多い。そして、こうした運動のそれぞれの側面に対する態度は、運動

の許容度と関連している。

さらに、プール代数分析を用いて、社会運動の3つの側面に対する態度の組み合わせの効果を検討した。その結果、3ヶ国とも、どの形態においても、運動の有効性に対する評価が重要であることが明らかとなった。ただし、各国における条件の相違もみられる。韓国の場合、運動が有効であるとともに代表性をもつことが必要となる。これに対してドイツは有効性とともに秩序不安のなさが必要である。なお、両国においては、運動の形態による許容条件の相違はあまりみられない。

これに対して、日本の場合は代表性についてやや複雑な結果が得られた。請願・陳情のような制度的な形態では代表性が高い場合に許容されるのに対して、デモや座り込みのような示威的な行為は代表性が低い場合に許容される。

以上の結果をもとに、社会運動を許容する政治文化の条件について検討してみたい。第1に、運動の有効性である。3ヶ国とも社会運動への参加が許容されるのは運動が有効なアピール手段だと認知されている場合である。日本ではドイツや韓国と比べて、運動の有効性に対する評価が低いことと併せて考えると、日本において社会運動が盛り上がらない理由として、人々が運動の有効性に対して懐疑的であることが考えられる。

第2に、社会運動の代表性についてである。韓国においてはすべての形態において代表性が運動を許容する条件となる。ドイツにおいても示威的な形態については、代表性が条件となる。この条件は、3ヶ国共通の基準で見た場合には明確に表れる。これに対して日本では、制度的な形態については代表性があることが条件となる一方で、示威的な形態については、むしろ代表性がないことが条件となっている。すなわち、示威的な形態については、代表性をもたない少数者の主張であるがゆえに許容されるのである。このことが、社会運動が多くの人々の支持を獲得できず、広がりを欠く一因なのかもしれない。

それでは、なぜ、このような社会運動に対する態度の相違がみられるのだろうか。ここでは1つの可能性として、集合的経験による政治的社会化を挙げておく (Greenstein 1965 = 1972; Dawson et al 1977 = 1989)。日本では社会全体が共有できるような社会運動の目立った成功経験がない。戦後の日本において抗議活動が大きな盛り上がりを見せたのは、1960年の日米安全保障条約に対する抗議 (いわゆる安保闘争) と1968-69年をピークとする学生運動である。しかし、これらはいずれも運動側の主張や要求が十分に受け入れられたとは言い難い⁸。さらに

⁸ もっとも、1960年代後半に青年期を過ごした世代は学生運動を通して政治的信条を獲得し、その後も抗議活動に従事していることが示されている (栗田 1989, 1993)。学生運動は、当事者の政治体験としては社会運動に好意的な態度を形成するようである。

言えば、学生運動から派生した暴力事件やそれを報道するマスメディアの姿勢により、社会運動や抗議活動に対する人々のイメージが悪化していったと考えられる（安藤 2013）。ここから、人々は社会運動の有効性に懐疑的であり、世論を代表するものだと捉えていないのかもしれない。

これに対して、韓国においては1987年の民主化に際して、民主化運動が大きな役割をはたした（Kim 2000）。ドイツにおいても旧東ドイツの民主化運動の成果として、1991年に再統一を果たした（Opp et al 1995）。個人にとっては直接的な経験ではなくても、運動が大きなインパクトをもったという経験が社会全体で共有されていると考えられる。こうした経験が社会運動に対する好意的な態度を形成し、世論の声を代表するものとしての社会運動に対する許容へと結びついているのかもしれない。

この他にも、社会運動に対する態度の形成に影響を及ぼす要因として、運動参加者の知り合いの存在や、家族や友人との政治的意見の交換などの人的な影響、あるいは民主主義や政治参加に関する公教育、マスメディアによる報道、さらに近年ではソーシャルメディアを介しての情報入手などが考えられる。こうした様々な要因が運動に対する態度にどのような影響をもたらすのか、また、それは他の政治的態度に及ぼす影響とどのように異なるのか等を検討していくことは、今後の重要な課題である。

引用文献

- 青木聡子, 2013, 『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開——環境志向型社会へのイニシアティブ』 ミネルヴァ書房。
- 安藤文将, 2013, 『ニューレフト運動と市民社会——「60年代」の思想のゆくえ』 世界思想社。
- Bolzendahl, Catherine and Hilde Coffje, 2013, “ Are ‘ Good’ Citizens ‘ Good’ Participants?: Testing Citizenship Norms and Political Participation across 25 Nations,” *Political Studies*, 61(S1), 45-65.
- Crozat, Matthew, 1998, “ Are the Times A-Changin?: Assessing the Acceptance of Protest in Western Democracies,” David S. Meyer and Sidney Tarrow eds. *Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century*, Boston, MA: Rowman and Little Field: 59-81.
- Dalton, Russell, 2008, *Citizen Politics: Public Opinion and Political Parties in Advanced Industrial Democracies*. 5th ed. Chatham, NJ: Chatham House.
- Dawson, Richard E., Kenneth Prewitt and Karen S. Dawson, 1977, *Political Socialization*, 2nd

- ed, Boston, MA : Brown and Company (加藤秀治郎・青木英実・中村昭雄・永山博之訳, 1989, 『政治的社会化——市民形成と政治教育』 芦書房).
- della Porta, Donatella, 1997, *Policing Protest: The Control of Mass Demonstrations in Contemporary Democracies*, Minneapolis, MN: Minnesota University Press.
- della Porta, Donatella, Massimiliano Andretta, Lorenzo Mosca and Herbert Reiter, 2006, *Globalization from Below: Transnational Activists and Protest Networks*, Minneapolis, MN: Minnesota University Press.
- Feree, Myra Marx, 2003, “ Resonance and Radicalism: Feminist Framing in the Abortion Debates of the United States and Germany,” *American Journal of Sociology*, 109 (2) : 304-44.
- 五野井郁夫, 2012, 『「デモ」とは何か——変貌する直接民主主義』 NHK出版.
- Greenstein, Fred I., 1965, *Children and Politics*, Chicago, IL : Aldine Press (松原治郎・高橋均訳, 1972, 『子どもと政治——その政治的社会化』 福村出版).
- 長谷川計二, 2001, 「矛盾を含む行の問題」 鹿又伸夫・野宮大志郎・長谷川計二編 『質的比較分析』 ミネルヴァ書房 : 189-207.
- 平林祐子, 2013, 「何が『デモのある社会』をつくるのか——ポスト3.11のアクティビズムとメディア」 田中重好・船橋晴俊・正村俊之編 『東日本大震災と社会学——大災害を生み出した社会』 ミネルヴァ書房 : 163-195.
- 平野浩, 2012, 「日本における政治文化と市民参加——選挙調査データにみるその変遷」 『政策科学』 19 (3) : 143-161.
- 本多則恵, 2006, 「インターネット調査・モニター調査の特質——モニター型インターネット調査を活用するための課題」 『日本労働研究雑誌』 551 : 32-41.
- 磯崎典世, 2001, 「韓国——アドボカシー中心の民主化団体」 重富真一編著 『アジアの国家とNGO——15カ国の比較研究』 明石書店 : 354-379.
- 伊藤昌亮, 2012, 『デモのメディア論——社会運動社会のゆくえ』 筑摩書房.
- Jasso, Guillermina and Karl-Dieter Opp, 1997, “ Probing the Character of Norms: A Factorial Survey Analysis of the Norms of Political Action,” *American Sociological Review*, 62(6): 947-964.
- 鹿又伸夫・野宮大志郎・長谷川計二編, 2001, 『質的比較分析』 ミネルヴァ書房.
- Kim, Sunhyuk, 2000, *The Politics of Democratization in Korea: The Role of Civil Society*, Pittsburg, PA: University of Pittsburg Press.
- Klandermans, 1997, *Social Psychology of Protest*, Cambridge, MA : Blackwell.
- 小林利行, 2015, 「低下する日本人の政治的・社会的活動意欲とその背景——ISSP国際比較調査

- 「市民意識」・日本の結果から」『放送研究と調査』2015年1月号：22-41.
- Koopmans, Ruud and Paul Statham, 1999, “ Ethic and Civic Conceptions of Nationhood and the Differential Success of the Extreme Right in Germany and Italy,” Marco Giugni, Doug McAdam, and Charles Tilly eds, *How Social Movements Matter*, Minneapolis, MN, University of Minnesota Press: 225-251.
- 栗田宣義, 1989, 「政治世代と抗議活動——激突政治の時代における世代構成と政治的社会化」『社会学評論』39（4）：374-391.
- 栗田宣義, 1993, 『社会運動の計量社会学的分析』日本評論社.
- McCommon, Holly J., Harmony D. Newman, Courtney Sanders Muse, and Tera M. Terrel, 2007, “ Movement Framing and Discursive Opportunity Structures: The Political Successes of the U.S. Women’s Jury Movements,” *American Sociological Review*, 72(5): 725-749.
- Meyer, David S. and Sidney Tarrow, 1998, “ A Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century,” David S. Meyer and Sidney Tarrow eds. *The Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century*, Boston, MA : Rowman and Littlefield: 1-28.
- 西澤由隆, 2004, 「政治参加の二重構造と『関わりたくない』意識: Who said I wanted to Participate?」『同志社法学』55（5）：1-29.
- Oh, Jennifer S., 2012, “ Strong State and Strong Civil Society in Contemporary South Korea: Challenges to Democratic Governance,” *Asian Survey*, 52（3）：528-549.
- 大隅昇, 2002, 「インターネット調査の適用可能性と限界——データ科学の観点からの考察」『行動計量学』29（1）：20-44.
- Opp, Karl-Dieter, 1989, *The Rationality of Political Protest*, Boulder, CO: Westview Press.
- Opp, Karl-Dieter, 2001, “ Social Networks and the Emergence of Protest Norms,” Michael Hechter and Karl-Dieter Opp eds. *Social Norms*, New York, NY: The Russell Sage Foundation: 234-273.
- Opp, Karl-Dieter, Peter Voss, and Christiane Gern, 1995, *Origins of a Spontaneous Revolution: East Germany, 1989*, Minneapolis, MN: University of Michigan Press.
- Pekkanen, Robert, 2006, *Japan’s Dual Civil Society: Members Without Advocates*. Stanford, CA : Stanford University Press. (佐々田博教訳, 2008, 『日本における市民社会の二重構造——政策提言なきメンバー達』木鐸社.)
- Ragin, Charles, C., 1987, *The Comparative Method: Moving Beyond Qualitative and Quantitative Strategies*, Berkeley, CA : University of California Press. (鹿又伸夫監訳, 1993, 『社会科学における比較研究——質的分析と計量的分析の統合に向けて』ミネルヴァ

書房.)

- Rucht, Dieter, 1998, " The Structure and Culture of Collective Protest in Germany since 1955," David S. Meyer and Sidney Tarrow eds. *Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century*, Boston, MA: Rowman and Little Field: 29-57.
- Rucht, Dieter and Jochen Roose, 2003, " Germany," Christopher Rootes ed. *Environmental Protest in Western Europe*, New York, NY: Oxford University Press: 80-108.
- Snow, David A., E. Burke Roshford, Jr., Steven K. Worden, and Robert D. Benford, 1986, " Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation," *American Sociological Review*, 51(4): 464-481.
- Snow, David A and Robert D. Benford, 1988, " Ideology, Frame Resonance, and Participant Mobilization," *International Social Movement Research*, 1: 197-219.
- 轟亮・歸山亜紀, 2014, 「予備調査としてのインターネット調査の可能性——変数間の関連に注目して」『社会と調査』12: 46-61.
- 山田真裕, 2016, 『政治参加と民主政治』東京大学出版会.
- 山本英弘, 2016a, 「サミット・プロテストの受容可能性——質問紙調査からみる傍観者の態度」野宮大志郎・西城戸誠(編)『サミット・プロテスト——グローバル時代の社会運動』新泉社: 273-301.
- 山本英弘, 2016b, 「脱原発と民意のゆくえ——原子力発電をめぐる争点関心のプロセス」辻中豊編『大震災に学ぶ社会科学第1巻 政策過程と政策』東洋経済新報社: 245-268
- 山本英弘, 2016c, 「社会運動は怖いのか?——社会運動に対する態度を捉えるための試論」『山形大学紀要(社会科学)』47巻1号: 1-17.

【謝辞】

本稿は、2011～14年度科学研究費補助金(若手研究B)「市民参加に対するイメージと参加行動—国際比較調査による検討—」(23730466)、2015～18年度科学研究費補助金(基盤研究C)「政治的忌避態度の形成プロセスに関する国際比較実証研究」(15K03812)の成果の一部である。

付録：社会運動の各形態に対する許容度の真実表

付表1 署名に対する許容度の真実表

独立変数				従属変数：運動の許容度											
代表性 (R)	有効性 (E)	秩序不安性 (逆転) (I)		日本			韓国			ドイツ					
				許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	
1	0	0	0	73.4	154	0	0	61.3	80	0	0	40.0	40	0	0
2	1	0	0	84.2	19	0	0	84.4	32	0	0	73.7	19	0	0
3	0	1	0	90.7	54	1	0	83.8	37	0	0	75.0	12	0	0
4	0	0	1	63.4	71	0	0	55.3	47	0	0	59.1	22	0	0
5	1	1	0	95.7	92	1	1	91.7	121	1	1	86.2	116	0	0
6	1	0	1	100.0	5	1	1	86.4	22	0	0	85.2	27	0	0
7	0	1	1	100.0	50	1	1	80.8	26	0	0	100.0	14	1	1
8	1	1	1	93.1	72	1	1	96.7	153	1	1	93.7	270	1	1
全体				83.8	517			83.4	518			85.0	520		

付表2 誹謗・陳情に対する許容度の真実表

独立変数				従属変数：運動の許容度											
代表性 (R)	有効性 (E)	秩序不安性 (逆転) (I)		日本			韓国			ドイツ					
				許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	
1	0	0	0	52.6	154	0	0	37.5	80	0	0	30.0	40	0	0
2	1	0	0	57.9	19	0	0	68.8	32	0	0	68.4	19	0	0
3	0	1	0	70.4	54	0	0	64.9	37	0	0	75.0	12	0	0
4	0	0	1	46.5	71	0	0	40.4	47	0	0	50.0	22	0	0
5	1	1	0	77.2	92	1	1	79.3	121	1	1	70.4	116	0	0
6	1	0	1	80.0	5	0	0	59.1	22	0	0	73.3	27	0	0
7	0	1	1	90.0	50	1	0	65.4	26	0	0	100.0	14	1	1
8	1	1	1	77.8	72	1	0	90.9	153	1	1	89.6	270	1	1
全体				65.6	517			69.5	518			77.9	520		

付表3 デモに対する許容度の真実表

独立変数				従属変数：運動の許容度											
代表性 (R)	有効性 (E)	秩序不安性 (逆転) (I)		日本			韓国			ドイツ					
				許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	
1	0	0	0	29.9	154	0	0	12.5	80	0	0	25.0	40	0	0
2	1	0	0	26.3	19	0	0	9.4	32	0	0	57.9	19	0	0
3	0	1	0	63.0	54	1	1	29.7	37	0	0	66.7	12	0	0
4	0	0	1	28.2	71	0	0	10.6	47	0	0	36.4	22	0	0
5	1	1	0	47.8	92	1	0	45.5	121	1	0	75.9	116	0	1
6	1	0	1	40.0	5	0	0	13.6	22	0	0	59.3	27	0	0
7	0	1	1	82.0	50	1	1	42.3	26	0	0	100.0	14	1	1
8	1	1	1	58.3	72	1	0	50.3	153	1	0	85.6	270	1	1
全体								33.8			74.2				

付表4 座り込みに対する許容度の真実表

独立変数				従属変数：運動の許容度											
代表性 (R)	有効性 (E)	秩序不安性 (逆転) (I)		日本			韓国			ドイツ					
				許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	許容 (A) 共通	許容度 (%)	N	許容 (A) 各国 共通	
1	0	0	0	11.7	154	0	0	0.0	80	0	0	15.0	40	0	0
2	1	0	0	10.5	19	0	0	12.5	32	0	0	21.1	19	0	0
3	0	1	0	33.3	54	1	0	16.2	37	0	0	25.0	12	0	0
4	0	0	1	14.1	71	0	0	8.5	47	0	0	22.7	22	0	0
5	1	1	0	18.5	92	0	0	29.8	121	1	0	50.9	116	0	1
6	1	0	1	0.0	5	0	0	4.6	22	0	0	44.4	27	0	0
7	0	1	1	44.0	50	1	1	19.2	26	0	0	71.4	14	1	1
8	1	1	1	33.3	72	1	0	38.6	153	1	1	54.4	270	1	1
全体				21.5	517			22.2	518			47.3	520		

The Possibility of Political Culture Accepting Social Movements: International Comparison using Qualitative Comparative Analysis

Hidehiro Yamamoto
(Yamagata University)

Social movements have been gaining attention worldwide as a means of alternative political participation in established governments. However, we cannot see if social movements are accepted by ordinary citizens in the society as a whole. Therefore, I examined this question; focusing relationship between attitude toward each aspect of social movements (effectiveness, representativeness, and anxiety of disruption) and acceptance of social movements (all right to take part in movements, or should not participate). A comparative analysis was conducted in Japan, South Korea, and Germany.

The main findings were as follows. First, social movements were accepted if people regarded they were effective means of making appeals. In Japan, social movements were not viewed as being as effective they were in Germany and South Korea. This might be why they were not yet as active as in other countries.

Second, social movements were accepted if they were regarded representing the voice of the people in South Korea and Germany. It was true to the acceptance of institutional forms in Japan. However, demonstrative forms are accepted if they were regarded unrepresentative.